

第56号議案

長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

1 条例改正の概要	P 1
2 新旧対照表	P 14



1、条例改正の概要

(1) 改正理由

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年1月25日厚生労働省令第9号）」が公布されたことに伴い、次に記載のアからスまでの基準条例について、見直しを行う必要があるため。

なお、基準条例を定めるにあたっては、省令で定める基準に従い、省令で定める基準を標準として、又は省令で定める基準を参酌して定めるものとされている。

(2) 改正方針

「従うべき基準」については、省令の基準に従い、「標準の基準」については、省令の基準のとおりとし、「参酌すべき基準」については、本市においても必要な内容であるため、省令の基準の改正内容のとおり改正する。

(3) 改正する条例

- ア 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号。以下「居宅基準」という。）
- イ 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号。以下「居宅介護支援基準」という。）
- ウ 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第11号。以下「地域密着型基準」という。）
- エ 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号。以下「介護予防基準」という。）
- オ 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年長崎市条例第48号。以下「介護予防支援基準」という。）
- カ 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第13号。以下「地域密着型介護予防基準」という。）
- キ 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第45号。以下「養護基準」という。）
- ク 長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第48号。以下「老人福祉施設基準」という。）
- ケ 長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第49号。以下「老健基準」という。）
- コ 長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第50号。以下「介護療養型基準」という。）
- サ 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2

4年長崎市条例第46号。以下「特養基準」という。）

シ 長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第47号。以下「軽費基準」という。）

ス 長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年長崎市条例第1号。以下「医療院基準」という。）

(4) 主な改正内容

ア 全サービス共通

	改正内容	該当条文
1	<p>【感染症対策の強化】</p> <p>感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。</p> <p>ア 施設系サービスについて</p> <p>現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練（シミュレーション）の実施</p> <p>イ その他のサービスについて</p> <p>委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練（シミュレーション）の実施</p> <p>（3年の経過措置期間を設ける。）</p>	<p>老人福祉施設基準 第33条第2項等</p> <p>居宅基準 第33条第3項等</p>
2	<p>【業務継続に向けた取組の強化】</p> <p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施及び訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。（3年の経過措置期間を設ける。）</p>	<p>居宅基準 第32条の2等</p>
3	<p>【ハラスメント対策の強化】</p> <p>適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント防止のための必要な措置を講じなければならないこととする。</p>	<p>居宅基準 第32条第4項等</p>
4	<p>【会議や多職種連携におけるICTの活用】</p> <p>運営基準において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。</p> <p>イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を</p>	<p>居宅基準 第33条第3項等 第85条等</p>

	活用しての実施を認める。	
5	<p>【記録の保存等に係る見直し】</p> <p>事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者における諸記録の作成・保存等について、原則として、電磁的記録により行うことを認めることとし、その範囲を明確化する。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 277 条第 1 項等</p>
6	<p>【利用者への説明・同意等に係る見直し】</p> <p>利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減を図る観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への交付・説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的方法によることを認めることとする。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 277 条第 2 項等</p>
7	<p>【運営規程等の掲示に係る見直し】</p> <p>利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。（養護・特養を除く。）</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 34 条第 2 項等</p>
8	<p>【高齢者虐待防止の推進】</p> <p>利用者の人権の擁護及び虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施及び担当者を置くことを義務づける。（3年の経過措置期間を設ける。）</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 40 条の 2 等</p>
9	<p>【CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進】</p> <p>介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、CHASE（※1）やVISIT（※2）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進によるケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。（養護・特養・軽費を除く。）</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 3 条第 4 項</p> <p>居宅介護支援基準</p> <p>第 4 条第 6 項</p>

※1 CHASE・・・介護サービス利用者の状態・ケアの内容等のデータベース

※2 VISIT・・・訪問・通所リハビリテーション事業所からリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省で収集し、フィードバックが受けられる仕組み

イ 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリ

	改正内容	該当条文
1	<p>【サ高住等における適正なサービス提供の確保】</p> <p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 39 条第 3 項</p>

	の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。	
--	-----------------------------	--

ウ 夜間対応型訪問介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【オペレーターの配置基準等の緩和】</p> <p>地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、利用者の処遇に支障がない場合は、以下について可能とする。</p> <p>ア オペレーター</p> <p> i 併施設等との職員と兼務すること。</p> <p> ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。</p> <p>イ 他の訪問介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を「一部委託」すること。</p> <p>ウ 複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」すること。</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第48条第4項</p> <p>同条第6項</p> <p>第57条第2項</p> <p>同条第3項</p>
2	<p>【サ高住等における適正なサービス提供の確保】</p> <p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第58条第3項</p>

エ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。（3年の経過措置期間を設ける。）</p>	<p>居宅基準</p> <p>第57条の2第3項</p>
2	<p>【サ高住等における適正なサービス提供の確保】</p> <p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第39条第3項（準用）</p>

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

	改正内容	該当条文
1	<p>【多職種連携の推進】</p> <p>多職種間での情報共有促進の観点から、薬剤師が居宅療養管理指導を行う場合の居宅介護支援事業者等への情報提供について、明確化する。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第95条第2項</p>
2	<p>【サ高住等における適正なサービス提供の確保】</p> <p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第39条第3項 (準用)</p>

カ 通所介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	<p>居宅基準</p> <p>第108条第3項</p>
2	<p>【災害への地域と連携した対応の強化】</p> <p>災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第110条第2項</p>
3	<p>【サ高住等における適正なサービス提供の確保】</p> <p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第111条の2第3項</p>

キ 地域密着型通所介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第60条の13第3項</p>

	経過措置期間を設ける。)	
2	<p>【災害への地域と連携した対応の強化】</p> <p>災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第 60 条の 15 第 2 項</p>

ク 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【管理者の配置基準の緩和】</p> <p>共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設又は本体事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第 67 条</p>
2	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第 60 条の 13 第 3 項 (準用)</p>
3	<p>【災害への地域と連携した対応の強化】</p> <p>災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。</p>	<p>地域密着型基準</p> <p>第 60 条の 15 第 2 項 (準用)</p>

ケ 通所リハビリ・介護予防通所リハビリ

	改正内容	該当条文
1	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	<p>居宅基準</p> <p>第 108 条第 3 項 (準用) 等</p>
2	<p>【災害への地域と連携した対応の強化】</p>	<p>居宅基準</p>

	災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。	第110条第2項 (準用)等
3	【サ高住等における適正なサービス提供の確保】 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。	居宅基準 第39条第3項 (準用)等

コ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

	改正内容	該当条文
1	【看護職員の配置基準の見直し】 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により確保することを求めることとする。	居宅基準 第148条第6項 等
2	【個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し】 個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。 ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。 イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを認めない。	居宅基準 第171条第6項
3	【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)	居宅基準 第108条第3項 (準用)等
4	【災害への地域と連携した対応の強化】 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことと	居宅基準 第110条第2項 (準用)等

	する。	
--	-----	--

サ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【人員配置基準の見直し】</p> <p>広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。</p>	地域密着型基準 第 83 条第 6 項 等
2	<p>【過疎地域等におけるサービス提供の確保】</p> <p>過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると本市が認めた場合に、一定の期間、登録定員及び利用定員を超えてサービス提供することを可能とする。</p>	地域密着型基準 第 102 条第 2 項 等
3	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	地域密着型基準 第 60 条の 13 (準用) 等

シ 看護小規模多機能型居宅介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【過疎地域等におけるサービス提供の確保】</p> <p>過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると本市が認めた場合に、一定の期間、登録定員及び利用定員を超えてサービス提供することを可能とする。</p>	地域密着型基準 第 102 条第 2 項 (準用)
2	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	地域密着型基準 第 60 条の 13 (準用) 等

ス 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

	改正内容	該当条文
1	<p>【サ高住等における適正なサービス提供の確保】</p> <p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	<p>居宅基準</p> <p>第39条第3項(準用)等</p>

セ 居宅介護支援

	改正内容	該当条文
1	<p>【質の高いケアマネジメントの推進】</p> <p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者には、以下について、利用者に説明を行うことを新たに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合 ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 	<p>居宅介護支援基準</p> <p>第7条第2項</p>
2	<p>【生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応】</p> <p>より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所について、市町村に訪問介護が必要な理由等を記載したケアプランを届け出ることとする。</p> <p>(令和3年10月1日施行)</p>	<p>居宅介護支援基準</p> <p>第16条</p>

ソ 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受</p>	<p>居宅基準</p> <p>第233条第4項等</p>

	講させるために必要な措置を講じることを義務づける。 (3年の経過措置期間を設ける。)	
2	【災害への地域と連携した対応の強化】 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。	居宅基準 第110条第2項 (準用)等

タ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

	改正内容	該当条文
1	【ユニット数の弾力化】 経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」としているものを「3以下」とする。	地域密着型基準 第114条第1項 等
2	【夜勤職員体制の見直し】 1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間及び深夜の時間帯の職員体制について、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)が講じられていることを要件に、例外的に事業所ごとに夜勤2人以上の配置とすることができるようにする。	地域密着型基準 第111条第1項 等
3	【計画作成担当者の配置基準の緩和】 人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。	地域密着型基準 第111条第5項 等
4	【サテライト型事業所の基準の創設】 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所(本体事業所から支援を受けて密接な連携の下に運営される事業所)の基準を創設する。 ア 本体事業所の管理者をサテライト型事業所の管理者に充てることができる。 イ 介護支援専門員でない者を計画作成担当者とすることができる。	地域密着型基準 第111条第9項 等
5	【外部評価に係る運営推進会議の活用】 業務効率化の観点から、既存の外部評価(外部評価機関	地域密着型基準 第118条第9項

	によるサービスの評価)は維持した上で、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。	等
6	<p>【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】</p> <p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	地域密着型基準 第124条第3項 等

チ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	改正内容	該当条文
1	<p>【人員配置基準の見直し】</p> <p>人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 地域密着型特別養護老人ホーム(サテライト型を除く)において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする。</p> <p>イ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。</p>	地域密着型基準 第153条第1項 同条第8項

ツ 介護医療院

	改正内容	該当条文
1	<p>【有床診療所から介護医療院への移行促進】</p> <p>一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の施設基準について、介護療養病床を有する診療所から介護医療院への移行を一層促進する観点から、有床診療所</p>	医療院基準 附則第8項

	から移行して介護医療院を開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。(この取扱いは、当該事業者が施設の新築、増築又は全面的な改築の工事を行うまでの間の経過措置とする。)	
--	---	--

テ 施設系サービス共通

	改正内容	該当条文
1	【人員配置基準の見直し】 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護職員・看護職員の兼務を可能とする。(養護・軽費を除く。)	老人福祉施設基準 第5条第4項 等
2	【栄養ケア・マネジメントの充実】 栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士又は管理栄養士の配置を求める)とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。(3年の経過措置期間を設ける。)(養護・特養・軽費を除く。)	老人福祉施設基準 第22条の2 等
3	【口腔衛生管理の強化】 口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。(3年の経過措置期間を設ける。)(養護・特養・軽費を除く。)	老人福祉施設基準 第22条の3 等
4	【個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し】 個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、以下の見直しを行う。 ア 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。 イ ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを認めない。 (養護・軽費を除く。)	老人福祉施設基準 第46条第1項 等
5	【リスクマネジメントの強化】 事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。(6月の経過措置期間を設ける。)	老人福祉施設基準 第41条第1項 等
6	【認知症介護基礎研修の受講の義務づけ】 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関	老人福祉施設基準 第30条第3項 等

	<p>わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。(3年の経過措置期間を設ける。)</p>	
7	<p>【災害への地域と連携した対応の強化】</p> <p>災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。</p>	<p>老人福祉施設基準 第32条第2項 等</p>

(5) 施行期日 令和3年4月1日(一部 令和3年10月1日)

2 新旧対照表

省令の基準の類型

類型	省令の基準と条例で定める基準の関係	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない	従業者の資格及び員数 居室の床面積 サービスの適切な利用及び 安全の確保等に密接に関連 するもの
標準	通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、異なる内容を定めることが許容される	認知症対応型共同生活介護の利用定員
参酌すべき基準	十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される	「従うべき基準」及び「標準」以外の基準

○長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第13章 （略）</p> <p>第14章 雑則（第277条）</p> <p>附則</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第13章 （略）</p> <p>第14章 雑則（第277条・第278条）</p> <p>附則</p> <p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4. 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(掲示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ることができるものとする。)をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(掲示)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27</p>	<p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条及び第 32 条から第 41 条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 33 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。</p>	<p>条及び第 32 条の 2 から第 41 条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 33 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第 63 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条から第 41 条まで、第 42 条の 2 及び第 48 条並びに前節(第 52 条第 1 項及び第 59 条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第 33 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第 52 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする</p>	<p>(準用)</p> <p>第 63 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条から第 41 条まで、第 42 条の 2 及び第 48 条並びに前節(第 52 条第 1 項及び第 59 条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第 33 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第 52 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第 77 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 77 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 理学療法士等の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 理学療法士等の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	(4) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</u>
(新設)	(5) <u>前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</u>
(新設)	(6) <u>前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u>
(4) (略)	(7) (略)
(新設)	<p>3. <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</u></p> <p>(2) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</u></p> <p>(3) <u>常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</u></p> <p>(4) <u>それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</u></p>
(運営規程) 第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章	(運営規程) 第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章

条例（現行）	条例（改正案）
<p>において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>
<p><u>(6)</u> (略)</p>	<p><u>(7)</u> (略)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第 107 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p>	<p>第 107 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>
<p><u>(10)</u> (略)</p>	<p><u>(11)</u> (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第 108 条 (略)</p>	<p>第 108 条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第 110 条 (略)</p>	<p>第 110 条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(衛生管理等)</p> <p>第111条（略）</p> <p>2. 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第111条の2（略）</p> <p>(準用)</p> <p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第111条（略）</p> <p>2. 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第111条の3（略）</p> <p>(準用)</p> <p>第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、<u>第 37 条から第 39 条まで</u>、第 41 条、第 42 条の 2 及び第 56 条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「<u>第 107 条</u>」と、「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>通所介護従業者</u>」と、<u>第 28 条及び第 34 条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「<u>通所介護従業者</u>」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 115 条 第 9 条第 1 項、第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、<u>第 39 条第 1 項</u>、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 99 条、第 101 条及び第 102 条第 4 項並びに前節(第 105 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 113 条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第 107 条に規定する運営規程をいう。第 34 条において同じ。)</u>」と、「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)</u>」と、<u>第 28 条及び第 34 条</u>中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護従業者</u>」と、第 102 条第 4 項中「<u>前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合</u>」と、第 105 条第 2 号、第 106 条第 5 項及び第 108 条第 3 項中「<u>通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護従業者</u>」と、第 112 条第 2 項第 2 号中「<u>次条において準用する第 20 条第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 20 条第 2 項</u>」と、同項第 3 号中「<u>次条において準用する第 27 条</u>」とあるのは「<u>第 27 条</u>」と、同項第 4 号中「<u>次条において準用する第 38 条第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 38 条第 2 項</u>」とする。</p>	<p>条、第 27 条、第 28 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、<u>第 37 条、第 38 条、第 40 条の 2</u>、第 41 条、第 42 条の 2 及び第 56 条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「<u>第 107 条</u>」と、<u>同項、第 28 条、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号</u>中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>通所介護従業者</u>」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 115 条 第 9 条第 1 項、第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、<u>第 40 条の 2</u>、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 99 条、第 101 条及び第 102 条第 4 項並びに前節(第 105 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号、<u>第 111 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 113 条</u>を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第 107 条に規定する運営規程をいう。第 34 条第 1 項において同じ。)</u>」と、「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)</u>」と、<u>第 28 条、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号</u>中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護従業者</u>」と、第 102 条第 4 項中「<u>前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合</u>」と、第 105 条第 2 号、第 106 条第 5 項、第 108 条第 3 項及び第 4 項並びに<u>第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号</u>中「<u>通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型通所介護従業者</u>」と、第 112 条第 2 項第 2 号中「<u>次条において準用する第 20 条第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 20 条第 2 項</u>」と、同項第 3 号中「<u>次条において準用する第 27 条</u>」とあるのは「<u>第 27 条</u>」と、同項第 4 号中</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(準用)</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条</u>、第41条、第42条の2、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)~(8)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、<u>第40条の2</u>、第41条、第42条の2、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条、<u>第32条の2第2項</u>、<u>第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第144条 (略)</p> <p>2 <u>指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（準用）</p> <p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第42条の2、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」とする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第148条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>（準用）</p> <p>第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第42条の2、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」とする。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第148条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平家建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第168条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平家建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第168条において準用する第110条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ウ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（同項第1号の居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5～9（略）</p>	<p>ウ（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備（同項第1号の居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。</p> <p>5～9（略）</p>
<p>（運営規程）</p> <p>第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(9)（略）</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10)（略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条第2項、<u>第40条、第41条、第42条の2</u>、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、<u>第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とする。</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条第2項、<u>第40条から第41条まで</u>、第42条の2、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と</u>、<u>第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とする。</u></p>
<p>（設備及び備品等）</p> <p>第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護</p>	<p>（設備及び備品等）</p> <p>第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平家建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p>	<p>事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平家建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
<p>ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 181 条において準用する第 168 条において準用する第 110 条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 181 条において準用する第 168 条において準用する第 110 条第 1 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>
<p>イ 第 181 条において準用する第 168 条において準用する第 110 条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>イ 第 181 条において準用する第 168 条において準用する第 110 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>
ウ (略)	ウ (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
<p>6 第 3 項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>6 第 3 項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。	(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。
ア 居室 次のとおりとする。	ア 居室 次のとおりとする。
(ア) (略)	(ア) (略)
<p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定</p>	<p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>介護予防サービス等基準条例第 154 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第 152 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第 180 条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、<u>おおむね 10 人以下としなければならない。</u></p>	<p>介護予防サービス等基準条例第 154 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第 152 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第 180 条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</u></p>
<p><u>(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修した居室は、当該居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p>	<p><u>(ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。</u></p>
<p>(エ) (略) イ～エ (略) <u>オ 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p>	<p>(エ) (略) イ～エ (略) <u>(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p>
<p>7・8 (略)</p>	<p>7・8 (略)</p>
<p>(運営規程) 第 178 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>(運営規程) 第 178 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(9) (略) (新設) <u>(10) (略)</u></p>	<p>(1)～(9) (略) <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) (略)</u></p>
<p>(勤務体制の確保等) 第 179 条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第 179 条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、<u>全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（準用）</p> <p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、<u>第40条、第41条、第42条の2、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第152条第2項、第155条第2項及び第6項、第156条、第157条第3項から第5項まで、第158条第2項、第159条、第162条、第165条第2項及び第3項、第167条第2項第1号並びに第168条を除く。）</u>の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。）</u>と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、<u>第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項及び第155条第3項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第160条中「指</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第152条第2項、第155条第2項及び第6項、第156条、第157条第3項から第5項まで、第158条第2項、第159条、第162条、第165条第2項及び第3項、第167条第2項第1号並びに第168条を除く。）</u>の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）</u>と、<u>第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。）</u>と、<u>同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、第 163 条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」と、同条第 3 項中「同項第 1 号及び第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」とする。</p>	<p>第 152 条第 1 項中「第 164 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項及び第 155 条第 3 項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 160 条中「指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、第 163 条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」と、同条第 3 項中「同項第 1 号及び第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」とする。</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第 188 条 第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 39 条第 2 項、<u>第 40 条、第 41 条</u>、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 111 条及び第 147 条並びに第 4 節（第 154 条第 1 項及び第 168 条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「<u>内容</u>」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「<u>基準該当短期入所生活介護</u>」と、<u>第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 154 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「<u>基準該当短期入所生活介護</u>」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「<u>前項</u>」と、第 160 条中「医師及び看護職員」とあるのは「<u>看護職員</u>」と、第 165 条第 2 項中「静養室」と</u></p>	<p>第 188 条 第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 39 条第 2 項、<u>第 40 条から第 41 条まで</u>、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 111 条及び第 147 条並びに第 4 節（第 154 条第 1 項及び第 168 条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「<u>内容</u>」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「<u>基準該当短期入所生活介護</u>」と、<u>第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項及び第 4 項並びに第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 154 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「<u>基準該当短期入所生活介護</u>」と、同条</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>あるのは「静養室等」と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」とする。</p>	<p>第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 160 条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第 165 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」とする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第 201 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 201 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 2 項、<u>第 40 条</u>、<u>第 41 条</u>、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 144 条、第 152 条、第 153 条第 2 項及び第 166 条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条</u>中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 152 条第 1 項中「第 164 条」とあるのは「第 201 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 204 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 2 項、<u>第 40 条から第 41 条まで</u>、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 144 条、第 152 条、第 153 条第 2 項及び第 166 条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項</u>、<u>第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号</u>中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 108 条第 3 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、<u>第 144 条第 2 項第 1 号及び第 3 号</u>中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 152 条第 1 項中「第 164 条」とあるのは「第 201 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とする。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 213 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 214 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 226 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第 213 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 214 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第 226 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>8 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 232 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(9)</u> （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 233 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（準用）</p> <p>第 237 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条、<u>第 41 条</u>、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と</u>、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」</p>	<p>8 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 232 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 233 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第 237 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、<u>第 40 条から第 41 条まで</u>、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「特定</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>とする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 245 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>施設従業者」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」と、第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 245 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p>
<p>（準用）</p> <p>第 248 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条、<u>第 41 条</u>、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条、第 222 条、第 224 条から第 227 条まで、第 230 条、第 231 条及び第 233 条から第 235 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と</u>、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 224 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 227 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第 233 条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第 248 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、<u>第 40 条から第 41 条まで</u>、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条、第 222 条、第 224 条から第 227 条まで、第 230 条、第 231 条及び第 233 条から第 235 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 32 条の 2 第 2 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、<u>第 34 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と</u>、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、<u>第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と</u>、第 224 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 227 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第 233 条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(運営規程)</p> <p>第 257 条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 257 条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第 260 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第 260 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>
<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第 261 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第 261 条 (略)</p> <p><u>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第 263 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27</p>	<p>(準用)</p> <p>第 263 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。</p>	<p>条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「法定代理受領サー</p>	<p>(準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに前節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ビスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 253 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。</u></p>	<p>と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第 32 条の 2 第 2 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 108 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 253 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第 276 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 27 条、第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条、<u>第 108 条第 1 項及び第 2 項</u>、第 254 条、第 257 条から第 259 条まで並びに第 261 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「<u>第 276 条において準用する第 257 条</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 33 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、<u>第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 254 条中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第 257 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 258 条及び第 259 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」とする。</u></p>	<p>第 276 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 27 条、<u>第 32 条の 2</u>、第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条第 1 項、<u>第 2 項及び第 4 項</u>、第 254 条、第 257 条から第 259 条まで並びに第 261 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「<u>第 276 条において準用する第 257 条</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第 32 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 33 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、<u>同条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 108 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 254 条中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第 257 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 258 条及び第 259 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」とする。</u></u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="145 266 221 295">（新設）</p> <p data-bbox="129 1803 347 1883">（委任） 第 277 条 （略）</p>	<p data-bbox="831 125 989 154">具」とする。</p> <p data-bbox="821 224 1013 253">（電磁的記録等）</p> <p data-bbox="805 271 1457 1310"><u>第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p data-bbox="798 1328 1453 1747">2. <u>指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p data-bbox="798 1805 1066 1886">（委任） 第 278 条 （略）</p>

○長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第35条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～8（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第35条・第36条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3～8（略）</p>

条例（現行）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勧案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(18)の2 (略)

(新設)

条例（改正案）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勧案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(18)の2 (略)

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(19)～(27) (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならぬ。</u></p> <p>(19)～(27) (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（衛生管理等） 第 24 条 （略） （新設）</p>	<p>画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（衛生管理等） 第 24 条 （略）</p> <p>2. 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>
<p>（掲示） 第 25 条 （略） （新設）</p>	<p>（掲示） 第 25 条 （略）</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（虐待の防止）</p> <p>第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(委任) 第 35 条 (略)</p>	<p>防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>(委任) 第 36 条 (略)</p>

○長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第11号）

・・・従うべき基準 ・・・標準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 雑則（第205条）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章（略）</p> <p>第10章 雑則（第205条・第206条）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>
<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p>	<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p>
<p>第7条（略）</p>	<p>第7条（略）</p>
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること</p>
<p>（1）指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第153条第12項において同じ。）</p>	<p>（1）指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第153条第12項において同じ。）</p>
<p>（2）指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p>	<p>（2）指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。）</p>
<p>（3）指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p>	<p>（3）指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。）</p>
<p>（4）指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条</p>	<p>（4）指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条</p>

条例（現行）

第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）

(6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）

(9)～(12) (略)

6～12 (略)

(運営規程)

第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第33条 (略)

2～4 (略)

(新設)

条例（改正案）

第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第4号において同じ。）

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）

(6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。）

(9)～(12) (略)

6～12 (略)

(運営規程)

第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p>により定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>（衛生管理等）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>

条例（現行）

条例（改正案）

（掲示）

第 35 条（略）

（新設）

（地域との連携等）

第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5（略）

（新設）

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第 35 条（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（地域との連携等）

第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、本市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第 60 条の 17 第 1 項及び第 88 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5（略）

（虐待の防止）

第 41 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

条例（現行）

条例（改正案）

（適用除外）

第44条（略）

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第26条、第27条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

（訪問介護員等の員数）

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者

（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次の各号に掲げる夜間対応型訪問介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレー

護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（適用除外）

第44条（略）

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第26条、第27条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第43条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

（訪問介護員等の員数）

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者

（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次の各号に掲げる夜間対応型訪問介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレー

条例（現行）

ター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2（略）

（新設）

（新設）

条例（改正案）

ター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

2（略）

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所</p> <p>(3) 指定特定施設</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 指定介護老人福祉施設</p> <p>(10) 介護老人保健施設</p> <p>(11) 指定介護療養型医療施設</p> <p>(12) 介護医療院</p>
(新設)	<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならず、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>
(新設)	<p>6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>
(新設)	<p>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第56条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="177 138 424 172">（勤務体制の確保等）</p> <p data-bbox="129 188 296 221">第 57 条（略）</p> <p data-bbox="129 235 783 745">2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u></p> <p data-bbox="129 1001 783 1704">3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第 33 条第 2 項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u></p> <p data-bbox="129 1720 236 1753">4 （略）</p> <p data-bbox="145 1769 225 1803">（新設）</p>	<p data-bbox="855 138 1102 172">（勤務体制の確保等）</p> <p data-bbox="807 188 975 221">第 57 条（略）</p> <p data-bbox="807 235 1461 983">2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によつて定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u></p> <p data-bbox="807 1001 1461 1319">3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p data-bbox="807 1720 914 1753">4 （略）</p> <p data-bbox="807 1769 1461 2092">5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなら</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（地域との連携等）</p> <p>第 58 条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>ない。</p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第 58 条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>（準用）</p> <p>第 60 条 第 10 条から第 23 条まで、第 28 条、第 29 条、<u>第 34 条から第 39 条まで</u>、第 41 条、<u>第 42 条</u>及び第 43 条の 2 の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 20 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護</u>」と、<u>第 34 条第 1 項及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」とする。</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第 60 条 第 10 条から第 23 条まで、第 28 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2 から第 39 条まで</u>、第 41 条から第 42 条まで及び第 43 条の 2 の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 20 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護従業者</u>」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>訪問介護員等</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「<u>夜間対応型訪問介護</u>」と、<u>第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」とする。</u></p>
<p>（運営規程）</p> <p>第 60 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第 60 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設） <u>(10) (略)</u></p>	<p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (11) (略)</p>
<p>（勤務体制の確保等） 第 60 条の 13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>（勤務体制の確保等） 第 60 条の 13 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>（非常災害対策） 第 60 条の 15 (略)</p>	<p>（非常災害対策） 第 60 条の 15 (略)</p>
<p>（新設）</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
<p>（衛生管理等） 第 60 条の 16 (略)</p>	<p>（衛生管理等） 第 60 条の 16 (略)</p>
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>て、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>
<p>(地域との連携等)</p> <p>第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2 及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する運営規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、第 35 条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、<u>第 41 条の 2</u>、第 42 条、第 43 条の 2 及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する運営規程」と、<u>同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（準用）</p> <p>第 60 条の 20 の 3 第 10 条第 1 項、第 11 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節（第 60 条の 9 第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号、第 60 条の 17 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 60 条の 20 を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項及び第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」とする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第 60 条の 20 の 3 第 10 条第 1 項、第 11 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、<u>第 41 条の 2</u>、第 42 条、第 43 条の 2、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節（第 60 条の 9 第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号、第 60 条の 17 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 60 条の 20 を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条第 1 項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、<u>第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」とする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（運営規程）</p> <p>第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p>
<p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p> <p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p> <p>第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>（準用）</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2、第 60 条の 7（第 3 項第 2 号を除く。）、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 35 条中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、<u>第 41 条の 2</u>、第 42 条、第 43 条の 2、第 60 条の 7（第 3 項第 2 号を除く。）、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 33 条の 2 第 2 項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する</u></u></p>

条例（現行）

26 第 4 項」とする。

（従業者の員数）

第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 111 条、第 131 条若しくは第 153 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とす

条例（改正案）

者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」とする。

（従業者の員数）

第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 67 条第 1 項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 111 条、第 131 条若しくは第 153 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 72 条に規定す

条例（現行）

条例（改正案）

る。

る従業員の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

2 (略)

(利用定員等)

(利用定員等)

第66条 (略)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

2 (略)

(運営規程)

(運営規程)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定

条例（現行）	条例（改正案）
<p>認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第 35 条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第 60 条の 17 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」とする。</p>	<p>認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、<u>第 33 条の 2</u>、第 35 条から第 39 条まで、<u>第 41 条の 2</u>、第 42 条、第 43 条の 2、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号</u>中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、<u>第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号</u>中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」と、第 60 条の 17 第 1 項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」とする。</p>
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>
<p>第 83 条 (略)</p>	<p>第 83 条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>

条例（現行）			条例（改正案）		
当該指定小規模多機能事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定小規模多機能事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師
7～13（略）			7～13（略）		
（管理者）			（管理者）		
第84条（略）			第84条（略）		
2（略）			2（略）		
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人テ			3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人テ		

条例（現行）

イサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（運営規程）

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

条例（改正案）

イサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（心身の状況等の把握）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（運営規程）

第101条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p> <p>（10）（略）</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第102条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（10）<u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>（11）（略）</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第102条（略）</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p>
<p>（準用）</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、<u>第41条、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6</u></u></p>	<p>（準用）</p> <p>第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、<u>第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規</u></u></p>

条例（現行）

月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とする。

（従業者の員数）

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

条例（改正案）

模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とする。

（従業者の員数）

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第114条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認

条例（現行）

条例（改正案）

2～4 (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 (略)

(新設)

9・10 (略)

(管理者)

第112条 (略)

(新設)

知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～4 (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10・11 (略)

(管理者)

第112条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p>	<p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</p>
<p>2～8 （略）</p>	<p>2～8 （略）</p>
<p>（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第118条 （略）</p>	<p>（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針） 第118条 （略）</p>
<p>2～7 （略）</p>	<p>2～7 （略）</p>
<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) （略）</p>	<p>(2)・(3) （略）</p>
<p>9 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（新設） （新設）</p>	<p>9 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) 外部の者による評価 (2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</p>
<p>（管理者による管理） 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診</p>	<p>（管理者による管理） 第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>
<p>第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第123条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>
<p><u>(7)</u> (略)</p>	<p><u>(8)</u> (略)</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>
<p>第124条 (略)</p>	<p>第124条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第</p>	<p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第</p>

条例（現行）

39条、第41条、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とする。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第139条（略）

2～6（略）

7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3)（略）

8（略）

（運営規程）

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲

条例（改正案）

37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」とする。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第139条（略）

2～6（略）

7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3)（略）

8（略）

（運営規程）

第146条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲

条例（現行）	条例（改正案）
<p>げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、<u>第41条、第42条</u>、第43条の2、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と</u>、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u></p>	<p>げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第147条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、<u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条から第39条まで、<u>第41条から第42条まで</u>、第43条の2、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と</u>、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号</p>

条例（現行）

について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。

（従業者の員数）

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第48号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉

条例（改正案）

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。

（従業者の員数）

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

条例（現行）

条例（改正案）

施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又

条例（現行）

9～11 （略）

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第159条 （略）

2～6 （略）

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

条例（改正案）

は介護支援専門員

9～11 （略）

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第159条 （略）

2～6 （略）

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>	<p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p>
<p>第160条 (略)</p>	<p>第160条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>
<p>7～12 (略)</p>	<p>7～12 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(栄養管理)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(口腔衛生の管理)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 171 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>第 170 条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 171 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第 173 条 (略)</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p>	<p>第 173 条 (略)</p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p>

条例（現行）

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2~4 (略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者

条例（改正案）

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2~4 (略)

(準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の15及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中

条例（現行）	条例（改正案）
<p>生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。</p>	<p>「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とする。</p>
<p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p>	<p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p>
<p>ア 居室 次のとおりとする。</p>	<p>ア 居室 次のとおりとする。</p>
<p>(ア) (略)</p>	<p>(ア) (略)</p>
<p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p>	<p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p>
<p>(ウ) <u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p>	<p>(ウ) <u>一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p>
<p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>b <u>ユニットに属さない居室を改修した居室は、当該居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(エ) (略)</p>	<p>(エ) (略)</p>
<p>イ～エ (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p>
<p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>
<p>第184条 (略)</p>	<p>第184条 (略)</p>
<p>2～8 (略)</p>	<p>2～8 (略)</p>
<p>9 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></u></p>	<p>9 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>
<p>(9) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第189条 (略)</p>	<p>第189条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、</p>	<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第6節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」とする。</p>	<p>条、第39条、<u>第41条の2</u>、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第6節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」とする。</p>
<p>(従業者の員数等) 第193条 (略) 2~10 (略)</p>	<p>(従業者の員数等) 第193条 (略) 2~10 (略)</p>

条例（現行）

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第43条の2、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」とする。

条例（改正案）

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第43条の2、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とある

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p>のは「第 193 条第 7 項各号」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>
<p>（委任） 第 205 条 （略）</p>	<p>（委任） 第 206 条 （略）</p>

○長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第13章（略）</p> <p>第14章 雑則（第267条）</p> <p>附則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(8)（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第55条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第13章（略）</p> <p>第14章 雑則（第267条・第268条）</p> <p>附則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9)（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第55条の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p>	<p>的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第55条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第55条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおもね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（揭示） 第 55 条の 4 （略） （新設）</p>	<p>知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>（揭示） 第 55 条の 4 （略） 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>
<p>（地域との連携等） 第 55 条の 9 （略） 2 （略） （新設）</p>	<p>（地域との連携等） 第 55 条の 9 （略） 2 （略） 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物の居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（虐待の防止） 第 55 条の 10 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」とする。</p> <p style="text-align: center;">(運営規程)</p> <p>第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」とする。</p> <p style="text-align: center;">(運営規程)</p> <p>第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">(勤務体制の確保等)</p> <p><u>第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(準用)</p> <p>第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2</u>から第55条の11まで及び第57条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4</u>中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第57条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリ</p>	<p>3 <u>指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>から第55条の11まで及び第57条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び<u>第55条の4第1項</u>中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第57条、第69条及び<u>第73条の2</u>の規定は、指定介護</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>テーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第 51 条の 2 第 1 項及び第 55 条の 4 中「第 55 条」とあるのは「第 83 条」と、第 51 条の 7 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第 55 条の 3 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とする。</p>	<p>予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第 51 条の 2 第 1 項及び第 55 条の 4 第 1 項中「第 55 条」とあるのは「第 83 条」と、第 51 条の 7 中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第 55 条の 3 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第 73 条の 2 中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」とする。</p>
<p>（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p>	<p>（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p>
<p>第 87 条 理学療法士等の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、第 79 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第 87 条 理学療法士等の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、第 79 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p>	<p>(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p>
<p>(2)～(14) (略)</p>	<p>(2)～(14) (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(運営規程)</p> <p>第 92 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 92 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第 94 条 第 51 条の 2 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 10、第 51 条の 12、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、<u>第 55 条の 2</u> から第 55 条の 5 まで、第 55 条の 7 から第 55 条の 11 まで、<u>第 57 条及び第 69 条の規定は</u>、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防居宅療養管理指導従業者</u>」と、第 51 条の 2 第 1 項及び<u>第 55 条の 4</u> 中「第 55 条」とあるのは「<u>第 92 条</u>」と、第 51 条の 7 中「心身の状況」とあるのは「<u>心身の状況、病歴、服薬歴</u>」と、第 51 条の 12 中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「<u>利用者</u>」と、第 55 条の 3 第 2 項中「<u>介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等</u>」とあるのは「<u>設備及び備品等</u>」とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 94 条 第 51 条の 2 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 10、第 51 条の 12、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、<u>第 55 条の 2 の 2</u> から第 55 条の 5 まで、第 55 条の 7 から第 55 条の 11 まで、<u>第 57 条、第 69 条及び第 73 条の 2</u> の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防居宅療養管理指導従業者</u>」と、第 51 条の 2 第 1 項及び<u>第 55 条の 4 第 1 項</u>中「第 55 条」とあるのは「<u>第 92 条</u>」と、第 51 条の 7 中「心身の状況」とあるのは「<u>心身の状況、病歴、服薬歴</u>」と、第 51 条の 12 中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「<u>利用者</u>」と、第 55 条の 3 第 2 項中「<u>介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等</u>」とあるのは「<u>設備及び備品等</u>」と、<u>第 73 条の 2</u> 中「<u>看護師等</u>」とあるのは「<u>介護予防居宅療養管理指導従業者</u>」とする。</p>
<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第 96 条 (略)</p> <p>2 <u>薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士</u>の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第 96 条 (略)</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 121 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>3 <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</u></p> <p>(3) <u>常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</u></p> <p>(4) <u>それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第 121 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第121条の4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第122条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第121条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、<u>適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第121条の4 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、<u>前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第122条 (略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、<u>当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>等を活用して行うことができるものとする。)を おおむね6月に1回以上開催するとともに、そ の結果について、介護予防通所リハビリテーシ ョン従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事 業所における感染症の予防及びまん延の防止の ための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事 業所において、介護予防通所リハビリテーシ ョン従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防 止のための研修及び訓練を定期的実施するこ と。</p>
<p>(準用)</p> <p>第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51 条の9から第51条の11まで、第51条の13、第 52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の 5、第55条の7から第55条の11まで、第57条及 び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテ ーションの事業について準用する。この場合にお いて、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業 者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーシ ョン従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4 中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条 の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病 歴」とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51 条の9から第51条の11まで、第51条の13、第 52条の2、第52条の3、第55条の2の2、第55 条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の 11まで、第57条及び第69条の規定は、指定介護 予防通所リハビリテーションの事業について準用 する。この場合において、これらの規定中「介護予 防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所 リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1 項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるの は「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」 とあるのは「心身の状況、病歴」とする。</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介 護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常 勤でなければならない。ただし、利用定員が20人 未満である併設事業所の場合は、この限りでない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常 勤でなければならない。また、同項第3号の介護 職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなけ ればならない。ただし、利用定員が20人未満であ る併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護 職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないこ とができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項 第3号の規定により看護職員を配置しなかった場 合であっても、利用者の状態像に応じて必要があ る場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>6 (略)</p>	<p>護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p>
<p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平家建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第143条において準用する第121条の4に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第143条において準用する第121条の4に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(設備及び備品等)</p> <p>第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平家建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第143条において準用する第121条の4第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>イ 第143条において準用する第121条の4第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ウ (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2～9 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(9) （略）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第140条の2 （略）</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（準用）</p> <p>第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の4から第55条の11まで</u>、第57条、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と</u>、第121条の2第</p>	<p>2～9 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) （略）</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第140条の2 （略）</p> <p>2 <u>指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に対して、周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9第2項、第55条の10から第55条の11まで</u>、第57条、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>3 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とする。</p>	<p>とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、同項中「第 55 条」とあるのは「第 139 条」と、第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 121 条の 2 第 3 項及び第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とする。</p>
<p>（設備及び備品等）</p>	<p>（設備及び備品等）</p>
<p>第 154 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平家建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。</p>	<p>第 154 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平家建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>	<p>(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p>
<p>ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 160 条において準用する第 143 条において準用する第 121 条の 4 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 160 条において準用する第 143 条において準用する第 121 条の 4 第 1 項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>
<p>イ 第 160 条において準用する第 143 条において準用する第 121 条の 4 に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>イ 第 160 条において準用する第 143 条において準用する第 121 条の 4 第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 第 3 項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>6 第 3 項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる区分</p>	<p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる区分</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) <u>利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修した居室は、当該居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（運営規程）</p> <p>第 157 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第 157 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 158 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 158 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（準用）</p> <p>第 165 条の 3 第 51 条の 3 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 9、第 51 条の 10、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、第 55 条の 4 から第 55 条の 8 まで、<u>第 55 条の 10、第 55 条の 11、</u>第 57 条、第 121 条の 2、第 121 条の 4、第 129 条及び第 131 条並びに第 4 節(第 134 条第 2 項、第 137 条第 3 項、第 140 条第 2 項及び第 3 項、第 142 条第 2 項第 1 号並びに第 143 条を除く。)及び第 5 節(第 145 条第 1 号から第 6 号まで、第 146 条第 3</p>	<p>（準用）</p> <p>第 165 条の 3 第 51 条の 3 から第 51 条の 7 まで、第 51 条の 9、第 51 条の 10、第 51 条の 13、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、第 55 条の 2 の 2、第 55 条の 4 から第 55 条の 8 まで、<u>第 55 条の 10 から第 55 条の 11 まで、</u>第 57 条、第 121 条の 2、第 121 条の 4、第 129 条及び第 131 条並びに第 4 節(第 134 条第 2 項、第 137 条第 3 項、第 140 条第 2 項及び第 3 項、第 142 条第 2 項第 1 号並びに第 143 条を除く。)及び第 5 節(第 145 条第 1 号から第 6</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>項から第5項まで、第147条第2項、第148条及び第151条を除く。）の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）</u>」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と、同条第3項中「同項第1号及び第2号」とあるのは「同項第2号」と、第149条中「指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」とする。</p>	<p>号まで、第146条第3項から第5項まで、第147条第2項、第148条及び第151条を除く。）の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）</u>」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、<u>同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と、同条第3項中「同項第1号及び第2号」とあるのは「同項第2号」と、第149条中「指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」とする。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、<u>第55条の8(第5項及び第6項を除く。)</u>、<u>第55条の9から第55条の11まで</u>、第57条、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13</p>	<p>(準用)</p> <p>第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、<u>第55条の9第2項、第55条の10から第55条の11まで</u>、第57条、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第1項中「及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第55条の4</u>中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号中「次条」とあるのは「第172条」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第172条において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。</p>	<p>する。この場合において、第51条の13第1項中「及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、<u>第55条の2の2第2項、第55条の4第1項</u>中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、<u>同項中「第55条</u>」とあるのは「<u>第172条において準用する第139条</u>」と、<u>第55条の10の2第1号及び第3号</u>中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、第121条の2第3項及び第4項中「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「<u>基準該当介護予防短期入所生活介護</u>」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号中「次条」とあるのは「第172条」と、同項第3号中「第137条第2項」とあるのは「第172条において準用する第137条第2項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(準用)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第57条、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と</u>、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と、第121条の2第3項中「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」と、第134条第1項中「<u>第139条</u>」とあるのは「<u>第179条</u>」と、「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」とする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第195条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の4、第55条の5、第55条の7、<u>第55条の8</u>、<u>第55条の9第2項</u>、<u>第55条の10</u>から第55条の11まで、第57条、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、<u>第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と</u>、<u>同項中「第55条」とあるのは「第179条」と</u>、<u>第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と</u>、第121条の2第3項及び第4項並びに<u>第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と</u>、第134条第1項中「<u>第139条</u>」とあるのは「<u>第179条</u>」と、「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防短期入所療養介護従業者</u>」とする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第195条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p>	<p>で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 212 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第 212 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第 213 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 213 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 214 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 214 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<u>第55条の4から第55条の11</u>まで、第57条、第121条の2及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び<u>第55条の4</u>中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」と、<u>同条中「第55条</u>」とあるのは「<u>第213条</u>」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、<u>第55条の2の2、第55条の4から第55条の8</u>まで、<u>第55条の9第1項及び第2項、第55条の10から第55条の11</u>まで、第57条、第121条の2及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、<u>第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第55条の10の2第1号及び第3号中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」とする。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(10) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 235 条 第 51 条の 5、第 51 条の 6、第 52 条の 2 から第 54 条まで、<u>第 55 条の 4 から第 55 条の 11 まで</u>、第 57 条、第 121 条の 4、第 140 条の 2、第 208 条から第 212 条まで及び第 214 条から第 216 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 53 条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と</u>、<u>第 55 条の 4 中「第 55 条」とあるのは「第 232 条」と</u>、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 55 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 210 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 214 条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 243 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 246 条 (略)</p>	<p>(11) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 235 条 第 51 条の 5、第 51 条の 6、第 52 条の 2 から第 54 条まで、<u>第 55 条の 2 の 2、第 55 条の 4 から第 55 条の 8 まで</u>、<u>第 55 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 55 条の 10 から第 55 条の 11 まで</u>、第 57 条、第 121 条の 4、第 140 条の 2、第 208 条から第 212 条まで及び第 214 条から第 216 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第 53 条及び第 55 条の 2 の 2 第 2 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と</u>、<u>第 55 条の 4 第 1 項中「第 55 条」とあるのは「第 232 条」と</u>、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 55 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、<u>第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と</u>、<u>第 140 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と</u>、第 210 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 214 条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 243 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 246 条 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2～5 （略） （新設）</p>	<p>2～5 （略） 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p>
<p>（掲示及び目録の備付け） 第 247 条 （略） （新設）</p>	<p>（掲示及び目録の備付け） 第 247 条 （略） 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>2 （略） （準用） 第 249 条 第 51 条の 2 から第 51 条の 13 まで、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、第 55 条の 5 から第 55 条の 11 まで、第 57 条並びに第 121 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 51 条の 2 第 1 項中「第 55 条」とあるのは「第 243 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 51 条の 4 中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、福祉用具の取扱種目」と、第 51 条の 8 第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 51</p>	<p>3 （略） （準用） 第 249 条 第 51 条の 2 から第 51 条の 13 まで、第 52 条の 2、第 52 条の 3、第 54 条、第 55 条の 2 の 2、第 55 条の 5 から第 55 条の 11 まで、第 57 条並びに第 121 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 51 条の 2 第 1 項中「第 55 条」とあるのは「第 243 条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 51 条の 4 中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、福祉用具の取扱種目」と、第 51 条の 8 第 2 項中「適切な指導」とあるのは</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。</p>	<p>「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、<u>第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とする。</u></p>
<p>（準用）</p> <p>第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで、第57条並びに<u>第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第239条を除く。）、第3節、第4節（第242条第1項及び第249条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。</u>この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、福祉用具の取扱種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2</p>	<p>（準用）</p> <p>第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで、第57条並びに<u>第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節（第239条を除く。）、第3節、第4節（第242条第1項及び第249条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。</u>この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、福祉用具の取扱種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p>	<p>品名」と、<u>第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号</u>中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>福祉用具専門相談員</u>」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第4項</u>中「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>福祉用具専門相談員</u>」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第57条、第121条の2第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、特定介護予防福祉用具の取扱種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第243条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、<u>第55条の2の2</u>、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第57条、第121条の2第1項、<u>第2項及び第4項</u>、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、特定介護予防福祉用具の取扱種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号</u>中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>福祉用具専門相談員</u>」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第4項</u>中「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>福祉用具専門相談員</u>」と、第243条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」とする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(委任) 第 267 条 (略)</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）及び第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>(委任) 第 268 条 (略)</p>

○長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年長崎市条例第48号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第5章</p> <p>第6章 雑則（第37条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(6)（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章</p> <p>第6章 雑則（第37条・第38条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7)（略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>（衛生管理等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>
<p>（掲示）</p> <p>第24条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（掲示）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第34条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この条及び次条において同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p>	<p>えることができる。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第34条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(10)～(28) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任) 第37条 (略)</p>	<p>照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(28) (略)</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第37条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第34条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任) 第38条 (略)</p>

○長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第13号）

.....従うべき基準標準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第92条）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 雑則（第92条・第93条）</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第45条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第11条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>	<p>とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第72条又は指定地域密着型サービス基準条例第111条、第131条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（利用定員等）</p>	<p>（利用定員等）</p>
<p>第10条 （略）</p>	<p>第10条 （略）</p>
<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平</p>	<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(同条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>(管理者)</p>	<p>(管理者)</p>
<p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p>第28条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(11) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第29条 (略)</p>	<p>第29条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向</p>	<p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>（新設）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第31条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（衛生管理等）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（揭示）</p> <p>第33条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</p> <p>（揭示）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>（虐待の防止）</p> <p>第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応</p>

条例（現行）

条例（改正案）

（地域との連携等）

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 （略）

（従業者の員数等）

第45条 （略）

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の

型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（地域との連携等）

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 （略）

（従業者の員数等）

第45条 （略）

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の

条例（現行）

条例（改正案）

中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

当該指定介護予防小規模多機能事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福

条例（現行）

社に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13（略）

（管理者）

第46条（略）

2（略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

条例（改正案）

社に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8~13（略）

（管理者）

第46条（略）

2（略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第3項及び第74条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第50条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第45条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第68条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（<u>介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）</u>をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>（運営規程）</p> <p>第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第58条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p>
<p>（定員の遵守）</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>（定員の遵守）</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の市町村介護保険事業計画を作</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(準用)</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条まで及び第41条の2の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とする。</p>	<p>成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認められた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、<u>第29条の2</u>、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条まで及び第41条の2の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号</u>中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とする。</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事</p>

条例（現行）

業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2~4 (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型

条例（改正案）

業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第110条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第75条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2~4 (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有す

条例（現行）

共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 （略）
（新設）

9・10 （略）

（管理者）

第73条 （略）
（新設）

2 （略）

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認

条例（改正案）

る者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 （略）

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10・11 （略）

（管理者）

第73条 （略）

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 （略）

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="164 120 783 248">知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p> <p data-bbox="135 264 288 297">2～8 （略）</p> <p data-bbox="177 360 454 394">（身体的拘束等の禁止）</p> <p data-bbox="135 409 330 443">第79条 （略）</p> <p data-bbox="135 459 288 492">2・3 （略）</p> <p data-bbox="135 508 783 636">4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="164 651 783 824">(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p data-bbox="164 887 371 920">(2)・(3) （略）</p> <p data-bbox="177 983 427 1016">（管理者による管理）</p> <p data-bbox="135 1032 783 1397">第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="177 1608 316 1641">（運営規程）</p> <p data-bbox="135 1657 783 1830">第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p data-bbox="164 1845 371 1879">(1)～(6) （略）</p> <p data-bbox="177 1895 261 1928">（新設）</p> <p data-bbox="164 1944 304 1977">(7) （略）</p> <p data-bbox="177 2040 427 2074">（勤務体制の確保等）</p>	<p data-bbox="812 264 965 297">2～8 （略）</p> <p data-bbox="853 360 1131 394">（身体的拘束等の禁止）</p> <p data-bbox="812 409 1007 443">第79条 （略）</p> <p data-bbox="812 459 965 492">2・3 （略）</p> <p data-bbox="812 508 1469 636">4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p data-bbox="841 651 1469 871">(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p data-bbox="841 887 1048 920">(2)・(3) （略）</p> <p data-bbox="853 983 1104 1016">（管理者による管理）</p> <p data-bbox="812 1032 1469 1541">第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="853 1608 992 1641">（運営規程）</p> <p data-bbox="812 1657 1469 1830">第81条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p data-bbox="841 1845 1048 1879">(1)～(6) （略）</p> <p data-bbox="841 1895 1398 1928">(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p data-bbox="841 1944 981 1977">(8) （略）</p> <p data-bbox="853 2040 1104 2074">（勤務体制の確保等）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 82 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（準用）</p> <p>第 87 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 32 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条（第 4 項を除く。）、第 39 条、第 40 条（第 5 項を除く。）、第 41 条の 2、第 57 条、第 60 条及び第 62 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条中「指定介護予</p>	<p>第 82 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第 87 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、<u>第 29 条の 2</u>、第 32 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条（第 4 項を除く。）、<u>第 38 条の 2</u>、第 39 条、第 40 条（第 5 項を除く。）、第 41 条の 2、第 57 条、第 60 条及び第 62 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 81 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、<u>29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とある</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とする。</p> <p>（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）</p> <p>第88条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>のは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」とする。</p> <p>（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）</p> <p>第88条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) 外部の者による評価</p> <p>(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価</p> <p>3～5（略）</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（委任） 第92条 （略）</p>	<p><u>の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任） 第93条 （略）</p>

○長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第45号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) (新設)</p>	<p>(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 <u>養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(運営規程) 第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(6) (略) (新設) (7) (略)</p>	<p>(運営規程) 第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) (略)</p>
<p>(非常災害対策) 第8条 (略) 2 (略) (新設)</p>	<p>(非常災害対策) 第8条 (略) 2 (略) 3 <u>養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
<p>(職員の配置の基準) 第12条 (略) 2～11 (略) 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) (略)</p> <p>(処遇の方針)</p>	<p>(職員の配置の基準) 第12条 (略) 2～11 (略) 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム、生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) (略)</p> <p>(処遇の方針)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第16条（略） 2～6（略）</p> <p><u>7 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(施設長の責務)</p>	<p>第16条（略） 2～6（略）</p> <p><u>7 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(施設長の責務)</p>
<p>第21条（略）</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第21条（略）</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第23条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の</u></p>

条例（現行）

条例（改正案）

（衛生管理等）

第 24 条 （略）

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 29 条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（新設）

発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 24 条 （略）

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 29 条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2～4 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>（虐待の防止）</u></p> <p><u>第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>（2）当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>（3）当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
<p>（暴力団員等の排除）</p> <p><u>第30条 （略）</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（暴力団員等の排除）</p> <p><u>第31条 （略）</u></p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>
<p>（委任）</p> <p><u>第31条 （略）</u></p>	<p>（委任）</p> <p><u>第33条 （略）</u></p>

○長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第48号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第5章</p> <p>第6章 雑則（第56条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章</p> <p>第6章 雑則（第56条・第57条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>
<p>〔従業者の員数〕</p>	<p>〔従業者の員数〕</p>
<p>第5条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p>	<p>第5条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 栄養士 1以上</p>	<p>(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上</p>
<p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(5)・(6) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同</p>	<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

条例（現行）

条例（改正案）

じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第11号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第189条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5~9 (略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準条例第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2~6 (略)

7 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

5~9 (略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第11号)第153条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2~6 (略)

7 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>	<p><u>に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(栄養管理)</p> <p><u>第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(口腔衛生の管理)</p> <p><u>第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第32条 (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、<u>全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第32条 (略)</p>

条例（現行）

（新設）

（衛生管理等）

第 33 条 （略）

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

(2) （略）

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) （略）

（掲示）

第 35 条 （略）

（新設）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 41 条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

条例（改正案）

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 33 条 （略）

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

(2) （略）

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) （略）

（掲示）

第 35 条 （略）

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 41 条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(設備)</p> <p>第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備</p>	<p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備)</p> <p>第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 居室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) <u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。</u> ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、<u>21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修した居室は、当該居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者には周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第52条 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に</u></p>	<p>の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 居室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第52条 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第 55 条 第 7 条から第 13 条まで、第 15 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条から第 28 条まで及び第 32 条から第 43 条の 2 までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 29 条に規定する運営規程」とあるのは「第 52 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 27 条第 2 項中「この章(前条及びこの条を除く。)」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 28 条中「第 17 条」とあるのは「第 55 条において準用する第 17 条」と、同条第 5 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 48 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 39 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 39 条第 2 項」と、同条第 7 号中「第 41 条第 3 項」とあるのは「第 55 条におい</p>	<p>掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 55 条 第 7 条から第 13 条まで、第 15 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条から第 28 条まで、<u>第 30 条の 2</u> 及び第 32 条から第 43 条の 2 までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 29 条に規定する運営規程」とあるのは「第 52 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 27 条第 2 項中「この章(前条及びこの条を除く。)」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 28 条中「第 17 条」とあるのは「第 55 条において準用する第 17 条」と、同条第 5 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 48 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 39 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 39 条第 2 項」と、同条第 7 号中「第 41 条第 3 項」とあるのは「第 55 条におい</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>て準用する第41条第3項」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第4号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と、同項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、同項第6号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（委任） 第56条（略）</p>	<p>は「第55条において準用する第41条第3項」と、第43条第2項第2号中「第13条第2項」とあるのは「第55条において準用する第13条第2項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第4号中「第25条」とあるのは「第55条において準用する第25条」と、同項第5号中「第39条第2項」とあるのは「第55条において準用する第39条第2項」と、同項第6号中「第41条第3項」とあるのは「第55条において準用する第41条第3項」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、<u>作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、<u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任） 第57条（略）</p>

○長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第49号）

・・・従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第55条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上</p> <p>(6)・(7)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第55条・第56条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上</p> <p>(6)・(7)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5（略）</p>

条例（現行）

条例（改正案）

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。(以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。(以下同じ。))の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。(以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。(以下同じ。))の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又

条例（現行）

は栄養士、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(構造設備の基準)

第6条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、次のア又はイの要件を満たす2階建て又は平家建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

ア (略)

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条に規定する訓練を、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) (略)

(2)～(7) (略)

2. (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～6 (略)

7 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

条例（改正案）

は栄養士若しくは管理栄養士、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(構造設備の基準)

第6条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、次のア又はイの要件を満たす2階建て又は平家建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

ア (略)

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条第1項に規定する訓練を、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ) (略)

(2)～(7) (略)

2 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～6 (略)

7 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(施設サービス計画の作成)</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>
<p>7～12 (略)</p>	<p>7～12 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(栄養管理)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(口腔衛生の管理)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 29 条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 29 条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(非常災害対策) 第 32 条 (略) (新設)</p>	<p>(非常災害対策) 第 32 条 (略) 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
<p>(衛生管理等) 第 33 条 (略) 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。 (2) (略) (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) (略)</p>	<p>(衛生管理等) 第 33 条 (略) 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。 (2) (略) (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) (略)</p>
<p>(掲示) 第 35 条 (略) (新設)</p>	<p>(掲示) 第 35 条 (略) 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第 40 条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第 40 条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) (2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>と。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>
<p>(施設)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めると</p>	<p>(施設)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めると</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ころによる。</p> <p>(1) ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平家建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練を、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>ころによる。</p> <p>(1) ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平家建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) 第54条において準用する第32条第1項に規定する訓練を、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10 (略)</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10 (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条の2までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章(前条及びこの条を除く。）」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第4号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、同条第5号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条にお</p>	<p>(準用)</p> <p>第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>及び第32条から第42条の2までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章(前条及びこの条を除く。）」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第4号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、同条第5号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」と</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>いて準用する第 12 条第 4 項」と、同項第 3 号中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 13 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 47 条第 7 項」と、同項第 5 号中「第 25 条」とあるのは「第 54 条において準用する第 25 条」と、同項第 6 号中「第 38 条第 2 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 38 条第 2 項」と、同項第 7 号中「第 40 条第 3 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 40 条第 3 項」とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（委任） 第 55 条 （略）</p>	<p>あるのは「第 54 条において準用する第 12 条第 4 項」と、同項第 3 号中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 13 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 47 条第 7 項」と、同項第 5 号中「第 25 条」とあるのは「第 54 条において準用する第 25 条」と、同項第 6 号中「第 38 条第 2 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 38 条第 2 項」と、同項第 7 号中「第 40 条第 3 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 40 条第 3 項」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第 55 条 <u>介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 10 条第 1 項（前条において準用する場合を含む。）及び第 13 条第 1 項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任） 第 56 条 （略）</p>

○長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第50号）

.....従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第56条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第56条・第57条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>
<p>（従業者の員数）</p>	<p>（従業者の員数）</p>
<p>第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>	<p>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</p> <p>(6) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認</p>	<p>3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認</p>

条例（現行）

知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)~(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4.5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すことに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

条例（改正案）

知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)~(5) (略)

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

(7) (略)

4.5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すことに1とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p><u>(栄養管理)</u></p> <p><u>第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p>	<p>第20条の3 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>
<p>(運営規程)</p> <p>第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第29条の2 <u>指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講</u></p>

条例（現行）

条例（改正案）

（非常災害対策）

第 31 条 （略）

（新設）

（衛生管理等）

第 32 条 （略）

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

（掲示）

第 34 条 （略）

（新設）

しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第 31 条 （略）

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 32 条 （略）

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

（掲示）

第 34 条 （略）

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(構造設備)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 病室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) <u>一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a. <u>10.65平方メートル以上とすること。</u> <u>ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b. <u>ユニットに属さない病室を改修した病室は、当該病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室は、次の各号に</p>	<p>第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報 <u>その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(構造設備)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 病室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室は、次の各号に</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 病室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね 10 人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) <u>一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない病室を改修した病室は、当該病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 病室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接し</p>	<p>掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 病室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>一の病室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 46 条 (略)</p> <p>2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 病室 次のとおりとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接し</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>て一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>おおむね 10 人以下としなければならない。</u></p>	<p>て一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</u></p>
<p>(ウ) <u>一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p>	<p>(ウ) <u>一の病室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とする。</u></p>
<p>a. <u>10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>b. <u>ユニットに属さない病室を改修した病室は、当該病室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入院患者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(エ) (略) イ～エ (略) (2)～(4) (略) 3・4 (略)</p>	<p>(エ) (略) イ～エ (略) (2)～(4) (略) 3・4 (略)</p>
<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第 48 条 (略) 2～8 (略)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第 48 条 (略) 2～8 (略)</p>
<p>9 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>9 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>(2)・(3) (略) 10 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略) 10 (略)</p>
<p>(運営規程) 第 52 条 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</u> (1)～(7) (略) (新設) (8) (略)</p>	<p>(運営規程) 第 52 条 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</u> (1)～(7) (略) (8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 53 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第 53 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p> <p>（準用）</p> <p>第 55 条 第 8 条から第 14 条まで、第 16 条、第 18 条から第 20 条まで、第 24 条から第 27 条まで及び第 31 条から第 41 条の 2 までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 52 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 26 条第 2 項中「この章(前条及びこの条を除く。）」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 27 条中「第 18 条」とあるのは「第 55 条において準用する第 18 条」と、同条第 3 号中「第 37 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 37 条第 2 項」と、同条第 4 号中「第 39 条第 3 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 39 条第 3 項」と、第 41 条第 2 項第 2 号中「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 14 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 17 条第 5 項」とあるのは「第 48 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 24 条」とあるのは「第 55 条において準用する第 24 条」と、同項第 5 号中「第 37 条第 2</p>	<p>（準用）</p> <p>第 55 条 第 8 条から第 14 条まで、第 16 条、第 18 条から第 20 条の 3 まで、第 24 条から第 27 条まで、第 29 条の 2 及び第 31 条から第 41 条の 2 までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 52 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 26 条第 2 項中「この章(前条及びこの条を除く。）」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 27 条中「第 18 条」とあるのは「第 55 条において準用する第 18 条」と、同条第 3 号中「第 37 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 37 条第 2 項」と、同条第 4 号中「第 39 条第 3 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 39 条第 3 項」と、第 41 条第 2 項第 2 号中「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 14 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 17 条第 5 項」とあるのは「第 48 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 24 条」とあるのは「第 55 条に</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>項」とあるのは「第 55 条において準用する第 37 条第 2 項」と、同項第 6 号中「第 39 条第 3 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 39 条第 3 項」とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任) 第 56 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>9 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医</p>	<p>において準用する第 24 条」と、同項第 5 号中「第 37 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 37 条第 2 項」と、同項第 6 号中「第 39 条第 3 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 39 条第 3 項」とする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2. 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>(委任) 第57条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>9 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>療施設については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 1 項第 2 号中「6」とあるのは「8」と、同項第 3 号中「6」とあるのは「4」とする。</p>	<p>療施設については、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 1 項第 2 号中「6」とあるのは「8」と、同項第 3 号中「6」とあるのは「4」とする。</p>
<p>10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が 100 以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1 以上</p> <p>(7) (略)</p>
<p>11 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 44 条第 2 項第 2 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>	<p>11 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 44 条第 2 項第 2 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p>
<p>12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 2 項第 4 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第 43 条の 2 の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>	<p>12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 2 項第 4 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第 43 条の 2 の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>

○長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第46号）

従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条—第31条の2)</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則(第53条)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(職員の専従)</p> <p>第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。))の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条—第31条の3)</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則(第53条・第54条)</p> <p>附則</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(職員の専従)</p> <p>第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p><u>ム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>(運営規程)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3: <u>特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
<p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p><u>7 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p><u>7 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>(施設長の責務)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>(施設長の責務)</p> <p>第23条 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第24条（略）	第24条（略）
2（略）	2（略）
<p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
(新設)	<p>4 <u>特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
(新設)	(業務継続計画の策定等)
	<p><u>第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>
	<p><u>2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>
	<p><u>3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第26条（略）	第26条（略）

条例（現行）

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。

(2) (略)

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) (2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2~4 (略)

(新設)

条例（改正案）

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。

(2) (略)

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) (2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2~4 (略)

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
<p>（暴力団員等の排除） 第31条の2（略）</p>	<p>（暴力団員等の排除） 第31条の3（略）</p>
<p>（基本方針） 第33条（略） 2（略） （新設）</p>	<p>（基本方針） 第33条（略） 2（略） 3 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（運営規程） 第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8)（略） （新設） (9)（略）</p>	<p>（運営規程） 第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 (1)～(8)（略） <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10)（略）</p>
<p>（設備の基準） 第35条（略） 2・3（略） 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。 ア 居室 次のとおりとする。 （ア）（略） （イ） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユ</p>	<p>（設備の基準） 第35条（略） 2・3（略） 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。 ア 居室 次のとおりとする。 （ア）（略） （イ） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユ</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ニットの入居定員は、<u>おおむね 10 人以下としなければならない。</u></p>	<p>ニットの入居定員は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</u></p>
<p>(ウ) (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p>
<p>(エ) <u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p>	<p>(エ) <u>一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p>
<p>a <u>10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>b <u>ユニットに属さない居室を改修した居室は、当該居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(オ)～(ケ) (略)</p>	<p>(オ)～(ケ) (略)</p>
<p>イ～エ (略)</p>	<p>イ～エ (略)</p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>(サービスの取扱方針)</p>	<p>(サービスの取扱方針)</p>
<p>第 36 条 (略)</p>	<p>第 36 条 (略)</p>
<p>2～8 (略)</p>	<p>2～8 (略)</p>
<p>9 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>9 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>	<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第 40 条 (略)</p>	<p>第 40 条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p>	<p>4 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第26条から第31条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第22条まで及び第26条から第31条の2まで」とする。</p>	<p>に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第42条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第22条まで、第24条の2及び第26条から第31条の3まで」とする。</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

条例（現行）

2～8 （略）

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) （略）

10 （略）

11 地域密着型特別養護老人ホームに長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号。次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師は、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12～15 （略）

（地域との連携等）

第47条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホ

条例（改正案）

2～8 （略）

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) （略）

10 （略）

11 地域密着型特別養護老人ホームに長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師は、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12～15 （略）

（地域との連携等）

第47条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホ

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ームに係る知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>ームに係る知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、<u>第31条及び第31条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第22条まで、第24条から第29条まで、<u>第31条及び第31条の2</u>」とする。</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで<u>及び第31条から第31条の3までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の3まで」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第22条まで、第24条から第29条まで<u>及び第31条から第31条の3まで</u>」とする。</u></p>
<p>（設備の基準）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 居室 次のとおりとする。</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第50条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1） ユニット 次のアからエまでに掲げる設備の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。</p> <p>ア 居室 次のとおりとする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね 10 人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a. <u>10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b. <u>ユニットに属さない居室を改修した居室は、当該居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断の確保をすること。</u></p> <p>(オ)～(ケ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 52 条 第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 12 条から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、第 26 条から第 29 条まで、<u>第 31 条、第 31 条の 2、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 47 条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 3 号中「第 15 条第 5 項」とあるのは「第 52 条において準用する第 36 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 29 条第 2 項」とあるのは「第 52 条において準用する第 29 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 31 条第 3 項」とあるのは「第 52 条において準用する第 31 条第 3 項」と、第 23 条第 2 項中「第 7 条から第 9 条まで、第 12 条から前条まで及び次条から第 31 条の 2 まで」とあるのは「第 51 条並びに第 52 条において準用する第 8 条、第 9 条、第 12 条から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 22 条まで、第 26</u></p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(オ)～(ケ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第 52 条 第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 12 条から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、<u>第 24 条の 2、第 26 条から第 29 条まで、第 31 条から第 31 条の 3 まで、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 47 条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 3 号中「第 15 条第 5 項」とあるのは「第 52 条において準用する第 36 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 29 条第 2 項」とあるのは「第 52 条において準用する第 29 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 31 条第 3 項」とあるのは「第 52 条において準用する第 31 条第 3 項」と、第 23 条第 2 項中「第 7 条から第 9 条まで、第 12 条から前条まで及び次条から第 31 条の 3 まで」とあるのは「第 51 条並びに第 52 条において準用する第 8 条、第 9 条、第 12 条から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条から第 29 条まで、<u>第 31 条、第 31 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 47 条</u>とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>から第 22 条まで、<u>第 24 条の 2、第 26 条から第 29 条まで、第 31 条から第 31 条の 3 まで、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 47 条</u>とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p><u>第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>
<p>（委任） 第 53 条</p>	<p>（委任） 第 54 条</p>

○長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第47号）

・・・従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第24条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(掲示) 第28条 (略)</p>	<p>(掲示) 第28条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(虐待の防止) 第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>(委任) 第 35 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽費老人ホーム A 型に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)附則第 2 条第 1 号の規定に該当する軽費老人ホーム A 型として長崎県知事から指定されているもの(以下「軽費老人ホーム A 型」という。)については、第 2 条から第 34 条までの規定にかかわらず、次項から附則第 29 項までに定めるところによる。</p>	<p><u>4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>(委任) 第 36 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽費老人ホーム A 型に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)附則第 2 条第 1 号の規定に該当する軽費老人ホーム A 型として長崎県知事から指定されているもの(以下「軽費老人ホーム A 型」という。)については、第 2 条から第 34 条までの規定にかかわらず、次項から附則第 30 項までに定めるところによる。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(基本方針)</p> <p>3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>附則第 11 項及び第 12 項の「常勤換算方法」と</u>は、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホーム A 型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>15 <u>附則第 11 項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。</u>ただし、当該軽費老人ホーム A 型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>16 <u>附則第 11 項第 2 号及び第 12 項第 1 号の生活相談員(主任生活相談員が配置されている場合にあっては、当該主任生活相談員)のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>17 <u>附則第 11 項第 3 号イ及び第 12 項第 2 号イに規定する主任介護職員は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>18 <u>附則第 11 項第 4 号及び第 12 項第 3 号イに規定する看護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>19 <u>附則第 11 項第 5 号の栄養士は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>20 <u>附則第 11 項第 6 号の事務員のうち 1 人(入所定員が 110 人を超える軽費老人ホーム A 型にあって</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 <u>軽費老人ホーム A 型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 <u>附則第 12 項及び第 13 項の「常勤換算方法」と</u>は、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホーム A 型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>16 <u>附則第 12 項第 1 号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。</u>ただし、当該軽費老人ホーム A 型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>17 <u>附則第 12 項第 2 号及び第 13 項第 1 号の生活相談員(主任生活相談員が配置されている場合にあっては、当該主任生活相談員)のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>18 <u>附則第 12 項第 3 号イ及び第 13 項第 2 号イに規定する主任介護職員は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>19 <u>附則第 12 項第 4 号及び第 13 項第 3 号イに規定する看護職員のうち 1 人以上は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>20 <u>附則第 12 項第 5 号の栄養士は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p>21 <u>附則第 12 項第 6 号の事務員のうち 1 人(入所定員が 110 人を超える軽費老人ホーム A 型にあって</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
は、2人）は、常勤の者でなければならない。	は、2人）は、常勤の者でなければならない。
21 （略）	22 （略）
<u>（利用料の受領）</u>	<u>（利用料の受領）</u>
22 （略）	23 （略）
23 （略）	24 （略）
24 <u>附則第 22 項第 2 号</u> の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。	25 <u>附則第 23 項第 2 号</u> の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。
25 （略）	26 （略）
<u>（生活相談員の責務）</u>	<u>（生活相談員の責務）</u>
26 軽費老人ホーム A 型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。	27 軽費老人ホーム A 型の生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
(1) （略）	(1) （略）
(2) <u>附則第 29 項</u> において準用する第 31 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。	(2) <u>附則第 30 項</u> において準用する第 31 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
(3) <u>附則第 29 項</u> において準用する第 33 条第 3 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録を行うこと。	(3) <u>附則第 30 項</u> において準用する第 33 条第 3 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録を行うこと。
27 （略）	28 （略）
28 （略）	29 （略）
<u>（準用）</u>	<u>（準用）</u>
29 第 3 条から第 9 条まで、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条及び第 24 条から第 34 条までの規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第 22 条第 2 項中「第 7 条から第 9 条まで、第 12 条、第 14 条から前条まで及び次条から第 34 条まで」とあるのは「 <u>附則第 22 項から第 28 項まで並びに附則第 29 項</u> において準用する第 7 条から第 9 条まで、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで及び第 24 条から第 34 条まで」とする。	30 第 3 条から第 9 条まで、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条及び第 24 条から第 34 条までの規定は、軽費老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第 22 条第 2 項中「第 7 条から第 9 条まで、第 12 条、第 14 条から前条まで及び次条から第 34 条まで」とあるのは「 <u>附則第 23 項から第 29 項まで並びに附則第 30 項</u> において準用する第 7 条から第 9 条まで、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで及び第 24 条から第 34 条まで」とする。

○長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年長崎市条例第1号）

・・・従うべき基準

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第56条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（構造設備の基準）</p> <p>第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 雑則（第56条・第57条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第4条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあつては、1以上</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（構造設備の基準）</p> <p>第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(1) 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、<u>第 32 条</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第 32 条</u>の規定による訓練については、<u>同条</u>の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針) 第 16 条 (略) 2～6 (略)</p> <p><u>7 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(1) 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(ア) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、<u>第 32 条第 1 項</u>の規定による計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(イ) <u>第 32 条第 1 項</u>の規定による訓練については、<u>同項</u>の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護医療院サービスの取扱方針) 第 16 条 (略) 2～6 (略)</p> <p><u>7 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p> <p>8 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第17条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>第17条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>
<p>7～12（略）</p>	<p>7～12（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（栄養管理）</p> <p>第20条の2 <u>介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（口腔衛生の管理）</p> <p>第20条の3 <u>介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p>
<p>（運営規程）</p> <p>第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8)（略）</p>
<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 介護医療院は、従業員に対し、その資質の向上の</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 介護医療院は、従業員に対し、その資質の向上の</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>ために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>（新設）</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第32条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（非常災害対策）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>
<p>（衛生管理等）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。</p>	<p>の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(掲示)</p>	<p>(掲示)</p>
<p>第35条 (略)</p>	<p>第35条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>
<p>2~4 (略)</p>	<p>2~4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(虐待の防止)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p><u>に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>② 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>③ 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>
<p>（基本方針）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>（施設）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>（ア） 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の</p>	<p>（施設）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>（ア） 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>上、第 55 条において準用する第 32 条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>	<p>上、第 55 条において準用する第 32 条第 1 項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p>
<p>(イ) 第 55 条において準用する第 32 条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>	<p>(イ) 第 55 条において準用する第 32 条第 1 項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p>
<p>(ウ) (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p>
<p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(2)～(8) (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p>	<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p>
<p>第 48 条 (略)</p>	<p>第 48 条 (略)</p>
<p>2～8 (略)</p>	<p>2～8 (略)</p>
<p>9 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>9 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第 52 条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第 52 条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第 53 条 (略)</p>	<p>第 53 条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p>	<p><u>介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第55条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、<u>第30条の2</u>及び第32条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第56条 <u>介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(委任) 第56条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第46条第4項第1号の規定は、適用しない</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合</p>	<p>2 <u>介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>(委任) 第57条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第46条第4項第1号の規定は、適用しない</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第46条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>計がそれぞれ 50 平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100 平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を 1 とすることができる」とする。</p>	<p>計がそれぞれ 50 平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100 平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を 1 とすることができる」とする。</p>
<p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第 6 条第 1 項第 6 号ア及び第 46 条第 4 項第 6 号アの規定にかかわらず、幅は、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p>	<p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和 6 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第 6 条第 1 項第 6 号ア及び第 46 条第 4 項第 6 号アの規定にかかわらず、幅は、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p>
<p>5 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)であって、平成 36 年 3 月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 46 条第 4 項第 1 号の規定は、適用しない。</p>	<p>5 平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)であって、令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 46 条第 4 項第 1 号の規定は、適用しない。</p>
<p>6 介護療養型老人保健施設であって、平成 36 年 3 月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第 6 条第 1 項第 2 号及び第 46 条第 4 項第 2 号の規定の適用については、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 46 条第 4 項第 2 号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2 以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は 2 階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ 50 平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあって</p>	<p>6 介護療養型老人保健施設であって、令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第 6 条第 1 項第 2 号及び第 46 条第 4 項第 2 号の規定の適用については、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 46 条第 4 項第 2 号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を 2 以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は 2 階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ 50 平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあって</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>は、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>7 介護療養型老人保健施設であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第46条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>は、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。</p> <p>7 介護療養型老人保健施設であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第46条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第46条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</p>